福知山花火大会火災を受けた危険物保安技術協会の対応について

業務部

福知山花火大会火災は、ユーザーの不適切なガソリン携行缶の取扱いにより発生したとマスコミ等で報道されていました。

このため、ガソリン携行缶の試験確認業務を実施している当協会といたしましては、当協会の試験確認を受けた携行缶でもユーザーの不適切な取扱いがあった場合、同様の事故が発生する可能性があるとの危機感を持ち、事故直後から様々な取り組みを推進してまいりました。

当協会の取り組み概要について紹介します。

1　ガソリン携行缶の取扱いに関するユーザーへの注意表示の実態調査

当協会の試験確認を受けている製造・輸入事業者（12事業者）の協力を得て、ユーザーに対する取扱いの注意表示の実態を調査しました。

この結果、当協会の試験確認を受けているガソリン携行缶には、

① キャップを開ける前にエアー調整ネジで圧力を調整してください。

② ガソリンは危険物です。取扱いには十分注意してください。

③ 直射日光のあたる場所では保管しないでください。

等のユーザーへの注意表示は、ガソリン携行缶本体や取扱説明書等でなされていました。しかし、文字も小さく、取扱説明書の記載事項も多いため、ユーザーへの注意喚起としては十分でないことが明らかになりました。

2　検討会の開催

上記１の実態調査を踏まえ、ガソリン携行缶ユーザーが特に注意すべき事項及び注意すべき事項を表示する具体的方法を検討するため、須川修身（諏訪東京理科大学教授）を委員長とする「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」を開催し、検討することとしました。

なお、本検討会には、検討結果を速やかに反映できるよう、当協会の試験確認を受けている全製造・輸入事業者の方々もオブザーバーで参加していただきました。

注意表示の実態

3　検討結果の概要

⑴　ガソリン携行缶ユーザーが特に注意すべき事項

現在、ガソリン携行缶の試験確認を受けている製造業者及び輸入業者がガソリン携行缶本体にシールを貼付して表示している注意事項の内容及び福知山市の花火事故の状況等を考慮し、ユーザーが特に注意すべき事項は、次の注意事項（例）の内容とすることとされました。

また、注意事項（例）の内容を表示する場所は、概ねガソリン携行缶本体の注油口付近でユーザーに目立つ場所とされました。

また、検討会委員の総意として、当協会が試験確認を行っているガソリン携行缶に限らず全てのガソリン携行缶本体に注意事項（例）の内容を表示すべきであるとの合意がなされました。

【注意事項】（例）

★ガソリンの噴出に注意する
★周囲の安全を確認する
★フタを開ける前にエンジンを停止する
★フタを開ける前にエア抜きをする
★直射日光のあたる場所や高温の場所で保管はしない

⑵　今後の取組み

当協会の試験確認を受けている製造・輸入事業者及び関係機関は、消防庁と連携し、【注意事項】（例）をガソリン携行缶本体に表示する次の取組みを推進していくこととなりました。

ア　今後、新たに製造等するガソリン携行缶への対応

注意事項（例）の内容等を記載したシールを製造・輸入事業者の責任において作成し、工場出荷前にガソリン携行缶本体に貼付すること。

イ　工場から出荷されている販売前（流通倉庫保管品及び販売店在庫品）のガソリン携行缶

【注意事項】（例）のひな形

への対応

注意事項（例）を記載したひな形（案）を基に当協会がシールを作成し、顧客へ販売する前のガソリン携行缶本体にも貼付できるように当協会の試験確認を受けている製造・輸入事業者と連携して対応すること。

4　おわりに

総務省消防庁は、本検討会の提言を踏まえ、当協会の試験確認を受けていないガソリン携行缶についても携行缶本体に注意事項の表示がなされるようガソリン携行缶の製造販売に関係する関係団体に対して、注意表示がなされたガソリン携行缶の製造・販売の取組みへの協力について要請しました。（本誌 P6参照）

当協会は、今後、総務省消防庁や関係団体と連携し、既にユーザーの手元にあるガソリン携行缶についても同様の表示がなされるような取組みを推進し、安全なガソリン携行缶の普及に努めてまいります。